

令和7年度第2回白井市行政経営審議会

- 1 開催日時 令和7年5月29日（木）午後6時30分から午後8時まで
- 2 開催場所 市役所東庁舎101会議室
- 3 出席者 池田会長、宗和副会長、須永委員、久野委員、陣内委員
（オンライン）岩井委員、杉本委員
- 4 欠席者 村上委員
- 5 事務局 永井総務部長、齊藤総務課長、中村行政係長、小池主査
- 6 傍聴者 1人
- 7 議 題
 - (1) 数値目標（案）について
 - (2) 第2次行政経営指針（素案）について
 - (3) その他
- 8 議事内容

○会 長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

議題1「数値目標（案）について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局

最初に、本日の会議の目的を御説明させていただきます。

では、画面のほうを御覧になっていただいて、今日の会議の目的につきましては、最初の議題の数値目標（案）の決定と、あとは、これまで議論していただいていた白井市第2次行政経営指針（素案）を決定という形でさせていただきたいと考えております。

丸1の数値目標の案を議論、検討するために、白井市の財政状況の現状と見通しについて簡単に御説明させていただきますので、よろしくお願いします。

では、数値目標のほうが、ページで言うと15ページから18ページになります。

まず、18ページのほうからよろしいですか。18ページです。先に前回までのおさらいとして、今回新たな指標として、二つ指標を定めた上で、数値目標を設定するというお話、これまでしてきました。

今回お示しする案としては、指標1、財政調整基金残高。市の貯金のほうが標準財政規模の10%以上、令和12年度に目指していく。指標2の将来負担比率については、収入に対して借金がどれくらいあるかの割合につきましては、90%未満、令和12年度に目指していくというところで目標のほうを示させていただいております。17年度も数値のほうは置いているところにはなるのですが、こちらについては、10年後の部分については不確定な要素も多分にありますので、令和17年度の数値目標については、参考値という形で、前期の計画期間の財政状況だったりとか、社会情勢の変化などを踏まえた見直しを前提

としたものとして設定しています。

ここに至るまでのところで、その理由のほうを次に御説明させていただきます。

今の財政状況の現状というところで見たいと思います。10ページです。

まず、財政調整基金残高、貯金の推移なのですけれども、過去10年間の推移を掲載させていただいております。こちらが28年度をピークに、令和5年度までは減少傾向、年々減少している状況になっております。

続きまして、11ページです。

こちらは現在の指針で数値目標として、指標として設定していた地方債残高、借金の残高と、これから新しい指標として設定する将来負担比率、それぞれの推移を載せているグラフになります。地方債残高につきましては、庁舎、公共施設の整備だったり、学校給食施設の建て替えにより一時増加したところもあったのですが、令和2年度以降は減少傾向になっております。

ただ、将来負担比率、収入に対して将来の負担がどのくらいあるかにつきましては、赤線のグラフになっているのですが、令和3年度に数値として減った部分があったのですが、その後、また増加傾向になっております。

これがこれまでの過去の推移で、ページ戻りまして、15ページになります。

第1次指針、現在の指針において、数値目標、実績を今、簡単に御説明させていただきましたけれども、三つの指標の設定における視点というところで、それぞれこれまで視点を持ってまいりましたが、こちらについては、過去の指標と新しい指標で何が問題で、新指標のどこがいいのかの説明を詳しくしていただいたほうがいいということで、〇〇委員から御意見があったところです。そちらも踏まえて、今回この指針のほうでも、なるべく分かりやすいように記載をさせていただいております。

まず過去の指標です。指標1の経常収支比率というものののですが、すみません、冒頭にお伝えするのを忘れていたのですが、用語集のほうを参考にしながら見ていただければと思います。経常収支比率につきましては、本日配付させていただきました用語集のほうを併せて見ていただければと思います。

経常収支比率につきましては、地方公共団体の財政構造の弾力性を表す指標になっています。簡単に言いますと、家計のイメージで言うと、年収に対して固定費がどれくらいあるかの指標になっているのですが、そちらについては、財政状況が硬直的になっていないか、弾力的、自由に使えるお金がどれくらいあるかを視点として、指標に設定していたところです。

指標2、財政調整基金残高、貯金の部分につきましては、災害などの不測に事態に備えた財政対応ができるか、財政適応力があるかという視点で指標を設定しておりました。

最後の指標3、地方債残高、借金につきましては、将来世代に負担、借金を残さずに健全な白井市を引き継ぐことができるかという視点で、それぞれ三つの指標を設定してい

たところでは。

それを踏まえて、今後の財政状況の見通しというところで、15ページの下段から説明をさせていただくのですが、まず貯金のほうです。財政調整基金残高につきましては、市のほうでは、総合計画、まちづくりの計画のほうで令和6年の2月、1年以上前なので、その計画を策定するための基礎資料とするため、令和8年度からの10年間の財政推計というものを作成しております。そちらが16ページのほうに載っている表になるのですが、10年間の推計をつくってはいるのですが、後半の10年間にしましては、参考値のため、この指針の上では省略させていただいております。

この推計のほうでは、財政調整基金残高、貯金につきましては、令和8年度には20億円を下回ってくるような状況を見込んでおりましたけれども、12年度、5年後には17億円を維持できるような見込みになっていたところでは。

ただ、1年以上前のこの推計が今、最新の状況で、令和6年度末時点で、表で言うと最下段になるのですが、単位が分かりにくいのですが、20億円以上は貯金を確保できる見込みがあったのですが、最新の数値として、16億円ほどに貯金を取り崩すような形になりました。1年以上前からの推計からいうと、マイナス4億円の乖離が今、生じているような状況になります。

この乖離額を当時の推計に当てはめて推移させていくと、5年後の令和12年度末には、13億円まで減少するような見込みが立っておりまして、それを標準財政規模、通常、地方公共団体が標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源、市の裁量で自由に使えるお金の規模を示す数値なのですが、その標準財政規模から見ると、9.4%まで貯金の残高が目減りするというような推計になっております。

これが表2のところなのですが、そういった状況も踏まえまして18ページに行ってください、指標1の部分につきましては、令和12年度時点で標準財政規模の10%以上を目指すという目標にしているところになります。

ちなみに、この10%というものも、一般的に適正とされる標準財政規模が10%とされております。この10%を下回るというのは、かなり危うい状況だろうということもございしますので、最低でも標準財政規模の10%以上を目指していくところを数値目標にしたところになります。

続きまして、将来負担比率につきましては、17ページになります。17ページです。

将来負担比率、新たな指標になるのですが、今まで借金の額として数値目標をつくっておりました。第1次指針においては、将来世代に負担を残さない、借金を残さないという視点で地方債残高を指標としておりましたが、将来の財政負担としては、地方債以外にも各種の将来負担すべきものがいろいろございまして、市が抱える負債の額につきましては、金額で言うと17ページの上の表のような形になります。

上の表を見ていただくと、今までの指標だった地方債現在高が、地方債の借金の額が青

の部分になっているのですけれども、青の部分としては、計画的に市のほうでも投資の部分で借金を活用しているところもございますので、ほぼ横ばいで5年間は推移していくと見込んでいるのですけれども、それ以外の部分で、オレンジの部分が10年度以降にかなり大きくなっていくというような状況があります。

こちらが組合負担等見込額とグラフではなっているのですが、ざっくり言うと、大きな要因としては、一部事務組合のほうで、ごみ処理施設の大規模な整備が今後控えております。そういった影響から、組合負担金の大幅な増額が今後、見込まれるような形になっておりまして、令和10年度には、将来負担額、全体の負債が300億円を超えていくという見込みになっております。

さらに、これを将来負担比率という指標で見えていくと、将来負担比率というのが家計のイメージで言うと、年収に対してローンがどれくらいあるかを測るような指標になるのですけれども、そちらについて、7年度からの5年間の推移を見ていくと、率にした場合は令和7年度で45.2%だったものが、10年度には2倍以上の93.7%です。年収に対して、ほぼ100%の借金を抱えるような形になりまして、それが12年度までは横ばいで推移していくという見込みを立てているところです。

これらの状況を踏まえまして、18ページに戻っていただいて、指標2の将来負担比率につきましては、12年度時点で90%を若干下回るような見込みは立てているのですけれども、そちらについても、財政状況、まだ見通し立たない部分ももちろんございますので、この見込みどおりにいったとしても、90%ぎりぎり下回るというところもありますので、12年度時点において、90%未満を堅持することを目指していくという目標にしております。

参考としまして、この90%というのがどれくらいの数値なのかというところでは、令和5年度の決算においては、村町は除きますけれども、全国の市区のうち、8割の団体が50%未満を下回っておりまして、16.5%の団体が50%から100%未満となっておりまして、ほぼ全国の市区町村が100%未満というような状況になっております。かなり白井市は、ほかと比較すると高いような状況に今後なっていくというところが見込まれております。

令和12年時点の数値目標としては、それぞれ標準財政規模の10%以上、90%未満としているところなのですけれども、さらに10年後の令和17年度においては、貯金については標準財政規模の10%以上というところで数値のほうを据え置いているのですけれども、将来負担比率につきましては、80%未満という形で、10%下げていこうという数値目標にしております。

この10%の部分になりますが、詳細は、こちらのほうには記載はしていないところになるのですけれども、参考の数値として、今説明したオレンジの部分、これからかなり増えていくであろう組合負担金というものが、10年後にはピーク時から4%ほど、今の時点では減る見込みが立っております。

逆に、収入のほうで、税収のほうが今、増収を見込んでいるところが、時期とかは未定なのですけれども、10年後には大体4%ぐらいは増えてくるのではないかとというところで、非公式の数値にはなるのですけれども、そういったところを見込んでおります。

借金が4%減る、収入が逆に4%増えるというところで、大体8%ぐらいは将来負担比率に影響が出てくるのではないかと見込んでおります。その上で、2%上乗せして、大体10%ぐらいは目標としては下げていこうというところで、これもざっくりではあるのですけれども、今の時点で80%未満というところで数値のほうは参考までにつくっているところになります。

補足の説明として、現指針、第1次指針の経常収支比率、今回指標として採用はしておりません。これまでの会議の中で、去年の6回目の会議のほうでも説明はしたのですけれども、経常収支比率につきましては、18ページの最下段のほうです。一番下の四角の枠のほうで、経常収支比率というものは、あくまで単年度の経常的な収入と経常的な支出の決算額によって、その年度の財政構造の弾力性を測る指標となっております。

第2次、新しい指針においては、より長期的な視点で将来的な財政の硬直の可能性を見通す指標である将来負担比率も採用しておりますので、経常収支比率につきましては、今後は補助的な指標という形で、引き続き注視していくという位置づけにしたいと考えております。

指針の説明については以上なのですけれども、参考までに、今日お配りした、当日配付させていただきました資料です。この数値が、果たしてほかと比較して、どの程度のものなのかというところは多分分からないと思うので、参考までに資料をつけさせていただきました。

参考資料「財政指標 近隣市・県内類似団体との比較」です。これは令和5年度決算のものになります。上が地理的に近い市町村4市、下が県内で見て類似団体、人口だったり産業構造が似ている団体、四つの市をそれぞれ載せています。

市町村、状況様々なのですけれども、一番分かりやすいところでいくと、下段の県内類似団体です。こちらが人口規模も大体同じぐらいの市町村になりますので、ここを比較すると分かりやすいのですけれども。

まず、財政調整基金残高、先ほど標準財政規模から見た割合というもので数値目標を御説明させていただきましたけれども、そちらについては、今最新の数値として、ほかの4市は大体15%超えて、中には20%超えている市町村もございます。白井市は、令和5年度の決算の時点では15.8%でした。今回、令和6年度末で4億目減りしたような形になりますので、さらに数値が下がってくるような状況になっております。

次に、地方債現在高、見ていただきますと、こちらについては、大体、東金市と白井市、比較していただくと分かりやすいのですけれども、地方債現在高、借金の額としては、ほぼ同じような金額になってきているのですけれども、将来負担比率、その下の段を見てい

ただくと、白井市は組合の負担金が今後増えていく、別の部分で将来負担しなければいけない金額が増えていくという影響もあって、地方債の現在高はほぼ同じなのですが、将来負担比率で見えていくと、23.6%と44.2%と、かなり差が出ているような状況になっています。そういったところも踏まえて、新しい指標として将来負担比率というものを採用したということも、分かりやすいのではないかなと思って補足として説明させていただきます。

数値目標については、説明としては以上とさせていただきます。

○会 長

ありがとうございました。

ただいま説明があった内容について、御質問ございますでしょうか。

オンラインで参加している人、何かありますか。

〇〇さん。

○委 員

私、今のところは大丈夫です。

○会 長

大丈夫ですか。

〇〇先生、お願いします。

○委 員

ありがとうございました。資料にコメントさせていただいた関係で、もともとで言う指標を変える理由として、旧指標の何が問題で、新指標はこういうところがいいから変えるんですということを丁寧に説明してくださいという話で。将来負担比率を取り上げて、経常収支比率を使わない理由については、下のほうに書いてあるとおり、単年のものを見るのか、将来的なものを見るのかの違いで、将来を見られたほうがいいのかというのは分かったのですが、地方債残高ではなくて将来負担比率を使う理由というのは、どこかに記述はいただいていたのでしょうか。それを一応確認させてください。

●事務局

変える理由としては明確に書いていないのですが、17ページの上段です。将来世代に負担を残さないという視点で言うと、地方債残高、今まで採用していたところになるのですが、それ以外にもありますというところで、今回、将来負担比率を採用させていただいたという経緯がございます。

最後に補足でも説明させていただいたとおり、地方債残高の金額だけで見ると、ほぼ変わらない状況でも、それ以外の要素で将来負担比率が高まるということもございましたので、今回、将来負担比率を採用させていただいたということになります。

○委 員

分かりました。ありがとうございます。

もう一点、重ねて御質問させていただきたいのですけれども、17ページのところで、グラフを見ると将来負担額があって、充当可能財源等があって、標準財政規模があって、将来負担比率があると。この将来負担比率というのは、割り算で出るのですかね。どれぐらいの割合かを表した指標ということなので、割り算になろうかと思います。

分子と分母が多分あるのですけれども、分母が標準財政規模ですよね。分子のほうは、ここに書かれているのは、負債から貯金（基金）などを除いた実質的な将来負担額ということになって、その計算結果が、例えば令和12年度で89.6%ということになると思うのです。グラフにこれだけ数字があると、これを何か組み合わせると、この89.6が計算できるのかなと思って、いろいろ聞きながら試したのですけれども、これは何をどう計算したら89.6が出せるのですか。

あまりこだわってはいないので、こだわってはいないと、今日、多分この数値目標と素案については、おおむね承認まで持っていくという段階だと思うので、この場で何か変えてくれという話では全然ないのですけれども、御説明をどこかのタイミングでいただけるとありがたいです。

●事務局

こちらは、すみません、詳細な説明を入れると話がややこしくなりそうだったので、あえて入れていないというところもあるのですけれども。あと、冒頭に説明を忘れたのですけれども、いろいろな専門用語出てくるので、今日は当日の配付で本当に簡単に用語の説明入れているのですけれども、今後の指針の中で、必ず意味、補足につきましては、入れさせていただく予定にはなっております。

将来負担比率出すのに、先ほど分母と分子のお話あったんですけれども、実は分母のほうに、標準財政規模以外に、算入公債費等の額といって地方債残高の増減率を引くというような式がありまして、そちらがグラフには出していないというところにはなります。

○委員

何らかの計算でもって数字が出るときには、計算式がこういうふうになっていて、計算式の結果、これが出ますというのを書いていただくのが分かりやすいのかなと思うので。全部をここに書きちゃうと、すごくボリューム多くなっちゃうので、そういうことではないのですけれども、何らかの形で計算式なんかが分かるといいなというふうに思いました。

以上です。

●事務局

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。

そこを検討を。どういうふうにして、ビジーになっちゃうのもあれですけれども。

ほかにございますでしょうか。

○委 員

私もどこかの年度の一例だけでもいいから、計算式があったほうが、参考としてでも結構なので、計算式があったほうが分かりやすいだろうなというふうには思います。

その他、細かい質問も含めて何点か。まず、財政調整基金が指標になっているということなのですが、最近の傾向として、基金を目的基金に振り替えるケースも多いのではないかと思います。施設、例えば学校建て替え基金とか、そういうある程度目的をはっきりさせた、ですから財調で持たないでというケース多いと思うのですが、目的基金については、まず、そういう財調で置いておこうとするのか、目的基金に振っているのかということもあるとは思いますが、目的基金に振っているのであれば、恐らく数字も変わってくると思うから、そこはどうなっているのかというのが、まず一つ。

それと、2点目なのですが、17ページの地方債残高です。青いところですが、これ臨財債入っているのですしたっけ。臨財債入っているのですよね。その説明をどうするかというのも、これも入っていておかしいということはないのですが、アスタリスクか参考かで説明されたほうがいいかなという気がします。

あと、将来負担比率が高くなる理由として、令和10年度に、ごみ処理施設の改修を行うということで、そこで組合のほうで地方債が発行されるために増えるということですが、令和12年もしくは令和17年までに、同じようなごみ処理施設以外のそういった大規模投資は予定されていないのですか。もしあれば、恐らく将来負担比率は、90とか80よりも上がると思うのですが。

それと、4点目なのですが、自治体の財政運営というのは、平時は歳入と歳出がバランスしたような形でやっていて、何年かに1回、大規模投資が必要になってくると。ごみ処理施設だったり、学校だったり、庁舎の建て替えだったり。そのときに支出をするのですが、その一部といいますか、大部分が地方債で賄われるので、何年かに1回投資をするときに、ここで言うところの将来投資負担比率がボンと上がって、それを返済するに当たってだんだん減ってきて、一定まで減ったら、またボンと投資ができるようになってきて増える。

たまたまその動きが、平成12年だったり平成17年で切ったら、90%だったり80%だったということなのだと思うのですが、そこはそういう財政運営をすることは全然異常ではないのでいいのですが、むしろ平時ですね。何も投資をしていない平時のとき、頂いた17ページだけを見ると、投資をして膨れて、だんだん減ってくるというのが令和10年、11年、12年のこの90%から89%になってくる。

逆に、平時のところが令和7とか令和8年の45とか54というような数字だとすると、いやいや、これはそうじゃなくて、投資が入っているんだよというかもしれないのだけれども、これが平時だとすると、先ほどの他団体との比較で言うと、先ほど例に挙げた東金市

さんとかは将来負担比率が23.6%、袖ヶ浦市さんは5.9%。恐らく74.6というところは投資が入っているのだと思うのですけれども、平時のときの令和7年の45とか、令和8年の54というのは、高いと思うのですけれども、先ほど言った、資料の中でも50%未満が全体の79.6%ということなので、それから比べても平時のときの率が高いような気がするのですけれども、これはなぜなのでしょうかといいところですよ。

以上です。

○会 長

どうでしょう。いっぱい来ましたがいいところですよ。

●事務局

3番目の投資の部分、平時というところの説明を補足で説明させていただきます。

12ページを御覧になっていただければ、それが分かりやすいのではないかなと思うのですけれども。12ページです。

12ページが公共施設の現状を説明した部分になってくるのですけれども、グラフとしては、築30年以上と築30年未満の施設、建築年度別、延床面積を表したグラフになっています。ちょっと分かりにくいかもしれないのですけれども、真ん中にかなりグラフの棒が長くなっている部分が集中しています。これが築30年から39年、築20年から29年が集中しているのですけれども、これが平成27年度末時点のグラフになっています。ここから今10年たっておりますので、ほとんどの市が保有している施設が大体築30年を超えてきているというような状況が今、来ております。

築30年を超えると、大体老朽化が進んできて、施設の改修だったり建て替えだったり、大規模な投資が必要な状況が今ここに来ているという状況があるので、実は毎年、学校だったり公共施設の老朽化対策というものを今、経常的に行っているような状況があつて。さらに言うと、計画をつくって、なるべく年度の負担を平準化させようとしているのですけれども、それ自体もほかの支出が増えてきて、計画を後ろ倒しにしているとかというような状況も生まれてきております。

そういったところもあつて、平時という意味では、常に投資をし続けるというのが、今平時になっているというところがございます。3番目の回答は以上で。

●事務局

私のほうから何点か回答させていただきます。

大規模事業が、まず見込まれているかどうかということですが、公共施設等の保全計画というのがありますので、それに基づいて財政推計の中である程度は含めて推計を出しておりますので、今後、突発的なものがなければ、現在の推計の中にそういった投資的事業も含まれているということがございます。

ただ、予定どおりできているかどうかということももちろんありますので、財政推計については、適宜見直しをしていくというような状況です。

それから、平時という考え方ですけれども、今、小池のほうからも話がありましたが、これまで庁舎整備でありますとか、給食センターの整備などが29年とか30年ぐらいに建て替え事業を行っておりまして、そのときに地方債がぐっと借入れをして伸びているような状況があります。そちらの返済は、やっぱり20年とか30年とかということに恐らくなろうかと思います。

それから、学校の例えばエアコン整備などにつきましては、市としては経費の平準化を図りたいということで、基本的にはリース契約をやっております。リース契約になりますと、債務負担行為ということでリースの期間の年数分、費用を平準化して、それが将来負担比率に影響が出てくる経費の上乗せということになってまいりますので、そういったものも現在の推計の中で見込んだ上で、将来負担比率の見込みも出しているというような状況でございます。

リースということと言いますと、例えば学校のタブレットの児童1人1台の配布とか、そういったものも含まれてまいります。

目的基金のお話ですけれども、現在、市のほうで、先ほど言った公共施設の関係は、目的基金として一定の金額を積んでおります。それから、文化センターの改修などにつきましても、これから予定されているものではありませんが、そちらについても、目的基金を設置して積み立てているような状況がございます。その辺の経費にかかる分については、現状の財政推計のほうでもある程度は見ております。

ただ、実際まだ契約などは行われていない部分もありますので、あくまでも現状の見込みということにはなりますが、それがこれから追加されるというよりは、現在見込んでいる推計の中での数字の変化は出てくるかもしれませんけれども、現状見込める範囲では見込んでいるというような状況です。

以上です。

○会 長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

オンラインの人、あります。

ちょっと難しいですか、この辺の話。〇〇さんは。私もあんまりよく分からないですね。ないですか。

〇〇先生のは、対応していただきたいなと思います。

では、続きまして、議題の2に行ってもよろしいでしょうか。

第2次行政経営指針（素案）についてですけれども、まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

では、説明させていただきます。今、議題1で数値目標のほうを特出しで説明させてい

ただきましたけれども、全体的に前回から指針を修正させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

前提として、この資料で前回から部分的に修正しているところにつきましては、赤字で示しております。データ関係、グラフとか新たに追加したりとか、ページごと新たに追記しているところにつきましては、特に赤字等は振っていないのですけれども、前回との比較で、ここが増えたのだなと思っていただければと思います。

では、順番に説明させていただきます。

まず3ページ、指針の位置づけになります。前回の会議で総合計画の基本構想と並べて見ていただいた上で、改めて指針の役割というふうに口頭で説明させていただいたのですけれども、まだまだ分かりにくい部分があったかなと感じましたので、この指針の位置づけにつきまして、もともと「第6次総合計画の実現を下支えし」という文言になっていたところを行財政面から下支えする指針だということで、より明確になるように工夫をさせていただきました。

続いて、6ページから、ずっとグラフ関係、いろいろと追加させていただいております。6ページから14ページまでです。現状というところで、グラフが入っていないところを追加させていただいております。

22ページ行っていただいて、コメントを見ていただいて、〇〇委員のほうから去年の第7回目の会議で、市民自治のまちづくり、市民参加といっても市民の関わり方にはグラデーションがあると思います。どの施策について、より市民の方に入ってきてほしいか、もしくは市民の方が中心にやっていただきたいのかというのが具体的にイメージしやすいものがあつたほうがいいのではないかな。もしくは、この指針に載せなくてもいいので、こういうことをイメージしているというのがあつたほうがいいというふうな御意見頂きました。

この行政経営指針につきましては、総論的なものになるので、まちづくり協議会、地域コミュニティづくりの推進を進めているところにはなるのですが、そちらの大きな目的としましては、まずは防災力の向上というものを主な目的として掲げているところにはなるのですけれども、事業レベルの話になってくるので、この指針においては、具体的な記載というのはさせていただかなかつたというところでお答えさせていただきます。

そういったコメントも踏まえまして、21ページです。

21ページで、これもイメージの話になってくるのですけれども、連携・協働における領域と負担の考え方というようなイメージ図を今回追記させていただいております。

こちらが、もともとほかの計画で、市民参加・協働のまちづくりプランというものでこういった理念、考え方というものをつくって定めておりました。そちらについても、市民自治のまちづくりという基本方針の理解をより深めるために、追加で記載させていただいているものになります。

こちら簡単に説明させていただきますと、この四角形全体、A、B、C、D、Eとありますけれども、A、B、C、D、E合わせた四角形全体が公共的サービスを表しているものになりまして、この公共的サービスの中で、市が、行政が単独で行う市の領域、Aを定義して、さらに右側に市民、この市民という言葉には、市民活動団体・民間企業も含まれてきますけれども、そういった市民が社会性・公共性を持つ活動を単独で、独自でそれぞれで実施している市民の領域、Eというものをそれぞれ定義した上で、その間にあるところ、間の領域については、それぞれ連携・協力し合ってやっていく部分がありますというものを説明したイメージになっております。

ちょっと分かりにくいかもしれないのですが、赤線で実線があります。これが市と市民がそれぞれ協働する領域の中では、ちょうど面積半分になるようなものになっているのですが、それが状況に応じて、役割だったり負担が領域の中で変化していくというものを表しているところになっています。

この辺はよく読んでいただかないと理解が難しいところかもしれないのですが、この市民自治のまちづくりというところにつながっていく考え方なので、この指針の中でも改めて追記させていただいたようなものになっております。

続いて、25ページです。25ページになります。

25ページの2、取組項目2の歳出の抑制と財源の最適配分の丸1、青四角の中の丸1です。「地方債や債務負担などについては、将来負担比率を注視しながら、慎重に活用します」というような言葉にしていました。〇〇委員から御意見を頂いて、「慎重に」という言葉を加えさせていただいたのですが、先ほど言ったとおり、地方債、これから今後も活用していく部分、かなり状況としてはございますので、財政課のほうから「慎重に」という言葉、ブレーキをかけ過ぎる印象になるからということで、「計画的に」という、細かな修正になるのですが、させていただきました。

続いて、28ページです。

28ページ、組織力の向上の取組2と3につきましては、大幅な修正をさせていただいております。

まず2番の多様な人材の確保と育成ですが、ここ、実は前回までは、「多様な人材の育成と確保」という順番になっていました。ここも細かい話ではあるのですが、前回の指針では、職員を抑制しようというベクトルを前提としていたので、育成という言葉が先に来ていたのですが、今後は確保のほうが課題となってくると思いますので、「確保と育成」という順番に並び替えをしています。

あとは、青枠の取組項目です。ここも細かい話なのですが、順番のほうを入れ替えております。もともと1番と2番にあったものが末尾にあったのですが、確保の部分です。末尾にあったのですが、そちらを冒頭に持ってきて、1、2、3、4、5という順番のほう、1、2が確保、3番が配置、4番と5番が職員の育成というような

流れで取組項目を変更しております。

続いて、3番です。これも、働きやすい職場づくりというような取組を掲げていたのですけれども、こちらについても、働きやすさ以外にも働きがいのあるということが今後の職場づくりに重要になっていくだろうと考えまして、働きやすさと働きがいを包括して、職場内からも職場外から見ても、「魅力のある職場づくり」というようなフレーズに置き換えています。

働きがいという部分につきましては、働きやすさだけではなくて、働きやすく、なおかつ、働きがいがあることによって、成果だったりモチベーションにつながってくるだろうというところで、働きがいも重視して今回入れたような形になります。

最後に一点補足として、前回まで〇〇委員から、この文章の中に多様な人材、多様な働き方の具体例を追記したほうがいいのではないですかというような御意見がございました。前回の会議でも、多様性の受容というキーワードを頂いたところもございましたので、そういったところも踏まえて、文章を大幅に変更・修正しているようなところになります。

では、素案全体につきましては、大きな修正・追加につきましては以上となります。

○会 長

ありがとうございます。

ただいま説明があった内容について、御意見、御質問はございますでしょうか。

結構長くなりましたね。市民の方どうですか。最後のほうですけれども、「働きやすい」をやめたのですね。「魅力のある職場づくり」とか、この辺いかがですか。こんなものかという感じですか。

オンラインの人、あります。〇〇さんとか何か。

〇〇さん、この辺、最後のところ、いろいろコメントされていますけれども。

○委 員

ありがとうございます。事前に資料も拝見してしまして、私は修正いただいた案に異論はないかなというところです。もしかしたら「魅力ある」というのは逆にまとまり過ぎていて、「働きやすい」「働きがいのある」という言葉を併記するというのも手かなとは思ったのですけれども、そこが包含されている意味での「魅力ある」という言葉であるという意図は理解しましたので、私は大丈夫です。

○会 長

ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。

〇〇先生。

○委 員

修正ありがとうございます。

僕のほうからは、21ページ、22ページのところにコメントを付与していて。今回あくまで指針ということですので、その中に細かい事業だとか、職員の方の直接のお仕事の細か

いところを書く話では全然ないと思いますので、今後の必要に応じて、この後検討されるであろう実施計画の中で、もう少し具体的などころを書くスペースがあるのであれば、その中で、市民の方に、より関わっていただきたいのは、こういうタイプのものですよというのが目に見える形になっていたら、それでいいのかなというふうに思います。そういう意味で、22ページのコメントへの御対応については、これで十分かと思います。

一方で、21ページなのですけれども、グラデーションがあると思うというところも意識していただいて、今、参加・協働まちづくりプランのほうでつくられている図をこちらのほうに編集した形で持ってきていただいていると思うのですけれども、この図自体を何の予備知識もなく見ると、市の領域と市民の領域があって、さっきの御説明だと、今が半々になるような線の引き方をしていると。これが市民自治の考え方に基づくと、赤い点線のほうにバランス関係が動くという御説明だったと思います。

それは、その領域が市の領域と市民の領域で言うと、市民の領域がこれから増えていきますよというふうに読めてしまうのですが、必ずしも全ての取組について、一律に市が減りますよということでは決してないだろうと想像するのです。市がこれからもっと頑張っていかなきゃ、出ていかなきゃいけない部分もあろうかと思うので、そういうプラスとマイナスがこれから先あるとなったときに、マイナス側だけに偏った表現を出すのは、やろうと思っていることと違う方向の表現になっているのではないかなという心配をしています。

私のコメントに対して、これを入れていただくという案であれば、私としては、これはなくて全然いいのではないかなと思います。変なハレーションを生まないようにしたいなというのはあるので、もしお考えがあって、これを入れたいのだということであれば全然いいのですけれども、私のコメントに対して、これでお答えになっていらっしゃるということであれば、これは、なしでもいいし、具体的な話は、この後の実施計画の中でやっていただければいいということで、取り立ててこだわりがあるのでなければ、ここは削除していただいたほうがいいかなというふうに思いました。

以上です。

○会 長

ありがとうございます。この辺どうでしょう。

●事務局

ありがとうございます。この表の矢印と破線が入ったことによって、少し分かりにくさといいますか、おっしゃっていただいたように、こちらの意図と違う解釈が出てしまうかなということは考えられます。ありがとうございます。

もともと、これがない前提で見ると、領域の考え方では、内容によって、どちらのウェイトが高い、低いということはありませんよということを単純に表したかった図表です。できれば、この考え方自体は残したいなという気はしているのですが、余計なハレ

ーションが起きるような書き込みについては、検討させていただきたいと思います。

○会 長

ありがとうございます。

どうぞ。

○委 員

下の欄外のところに、〇〇プランを基に作成と書いていて、作成された部分が、この赤い2本の線ということですか。

●事務局

この赤い線はもともと載っていたものです。文章を今の「連携・協働」というとか、そういうところを若干修正しています。

○委 員

この表というか、図の下の3行のところを修正している。

●事務局

そうです。ここは今の総合計画の考え方等も踏まえて。

もともと三つ図があったのです。もともと三つ図があったものを一つに端的に表現したというのが、この図になっています。

○会 長

どうぞ。

●事務局

もともと市民参加・協働のまちづくりプランのほうで、幾つかの標準的な赤い実線の斜めだけが入ったものが標準的な図として出ていまして、その後に、例えば左側にシフトする青い線の説明がある図が一つあって、今度は、縦に上がる緑の線の図が一つ入ってというところで、幾つかのパターンが示されているのを今回この中で表現するのに、一つの表として表したというところがありますので、それを先ほど部長のほうからありましたとおり、元の赤い斜めの実線のところを残して、こういった考え方があるよということで示させていただければなということで考えたいなと思っております。

以上です。

○会 長

ありがとうございます。よく分からないですね。でも、ちゃんと考えれば分かるのかもしれないですけども、一般の市民の方がどこまで関心があるのかなという感じはしますけれども。内容自体は関心あるのかもしれないですけども、図とかになってしまうとなかなか。

私なんか、論文なんかを書いているようなのですけれども、いっぱい入っちゃうんですね。どんどん、どんどん入って長くなっていっちゃうんですけども、割とぱっきり切っていくという勇気も必要じゃないかなと思いますね。分かりづらいものは、もういいや

というのは、ある程度必要じゃないかなと思いますけれども、こだわっていらっしゃるのであれば、それはそれでいいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

〇〇先生、お願いします。

○委 員

たしかこういう図のやつで、その昔は、新しい公共領域ということで、総務省が出していた気がするのです。

昔ながらで言うと、公共の領域というのは、行政が担うというところだったのですけれども、もう一つが、民間活動とか市民の領域というのがあるのですけれども、それが重なり合うというような図が、たしか総務省が何かで出していた気がするのです、新しい公共ということで。そこでの解釈というか、要はそれら三つが重なるということで、重なった部分が、ここではB、C、Dということになるのでしょうか。

これを協働領域というものを広げていくとか、この赤い点線とかだと、ただずれているという感じがして、負担の変化という形になっているのですけれども、市民自治ということと言うならば、ここの協働領域というものを広げていくとか、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。

これだと公共の領域ってすごい広くあるのですけれども、公共の領域の担い手としての市民というものを広げていくというほうが、負担とか、そういった言葉がなくなるような気がするのですけれども。

私からは以上です。

○会 長

いかがでしょうか。

●事務局

ありがとうございます。この図については、もう少し事務局のほうで、削除するのも含めて協議させていただければと思います。

今の〇〇委員さんの意見も、新しい公共という図をたしか自分も見た記憶がございます。この図自体は、協働の領域というものがもともとあって、市と市民、市民団体であるとか企業さんが連携を進めていくことで、そういった市民活動というのが順調に推移していくと、持続的な活動に変わっていくということで、少しずつ市民、団体ができることが増えていくとか、そういったこと示そうとしていた図みたいです。みたいですと言いかたもおかしいのですけれども。当時は、そういった意図で出しておりました。

ただし、これだけを出しますと確かにハレーションがありますし、今、委員さんからご提案いただいたことも、どう表現していくかというところもありますので、その辺をもう少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○会 長

私から質問で、色は、どういう意味なんですか。市が真っ白で、だんだん、だんだん濃くなっていくという。濃くなるのが市民のほうに近づいていくという、そういうことですか。

●事務局

色自体は、恐らくグラデーションを示していくということで、特にあまり深いことはないのだと思います。

○会 長

分かりました。

ほか、ございますでしょうか。

〇〇先生、お願いします。

○委 員

今のところで、これ全然細かい話なのですが、21ページの上の3行のところで、Aの領域とEの領域と、それからCからDの領域だけ書かれていて、Bが触れられていないのですね。表に出るものなので、多分BからDということだと思うので、直していただければと思います。

●事務局

ありがとうございます。修正含めて検討させていただきます。

○会 長

ありがとうございます。

ほか、ないですか。

ただ、かなり完成形まで来ていますので、マイナーチェンジで検討していただけるといいかなと思います。

それでは、今日の意見も踏まえたまま修正をいただいた上で、本審議会としては、本日示された案を白井市第2次行政経営指針の素案として了承いたしますが、よろしいですか。

では、了承いたします。

本日の議題は以上となっておりますが、委員の皆さん、何かございますでしょうか。ないでしょうか。

では、その他、事務局の方から、何か説明ございますでしょうか。

〔事務局から事務連絡〕

○会 長

それでは本日の会議は以上となります。みなさま、お疲れ様でした。